

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2021 Online Nagoya

2021年5月29日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

OSSライセンスは著作権行使の許諾条件

2021年5月29日(土)

OSSライセンス姉崎相談所

姉崎章博



『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』 だから

OSSの取り扱いルールというわけでも無い。

こうすれば良いという手順が書いてあるわけでもない

厳密に守らなければならないような書き方もされていない

売り物でないのだから扱いやすいように書かれる筋合いもない

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』 だから

著作権を行使しなければ、関係無い。

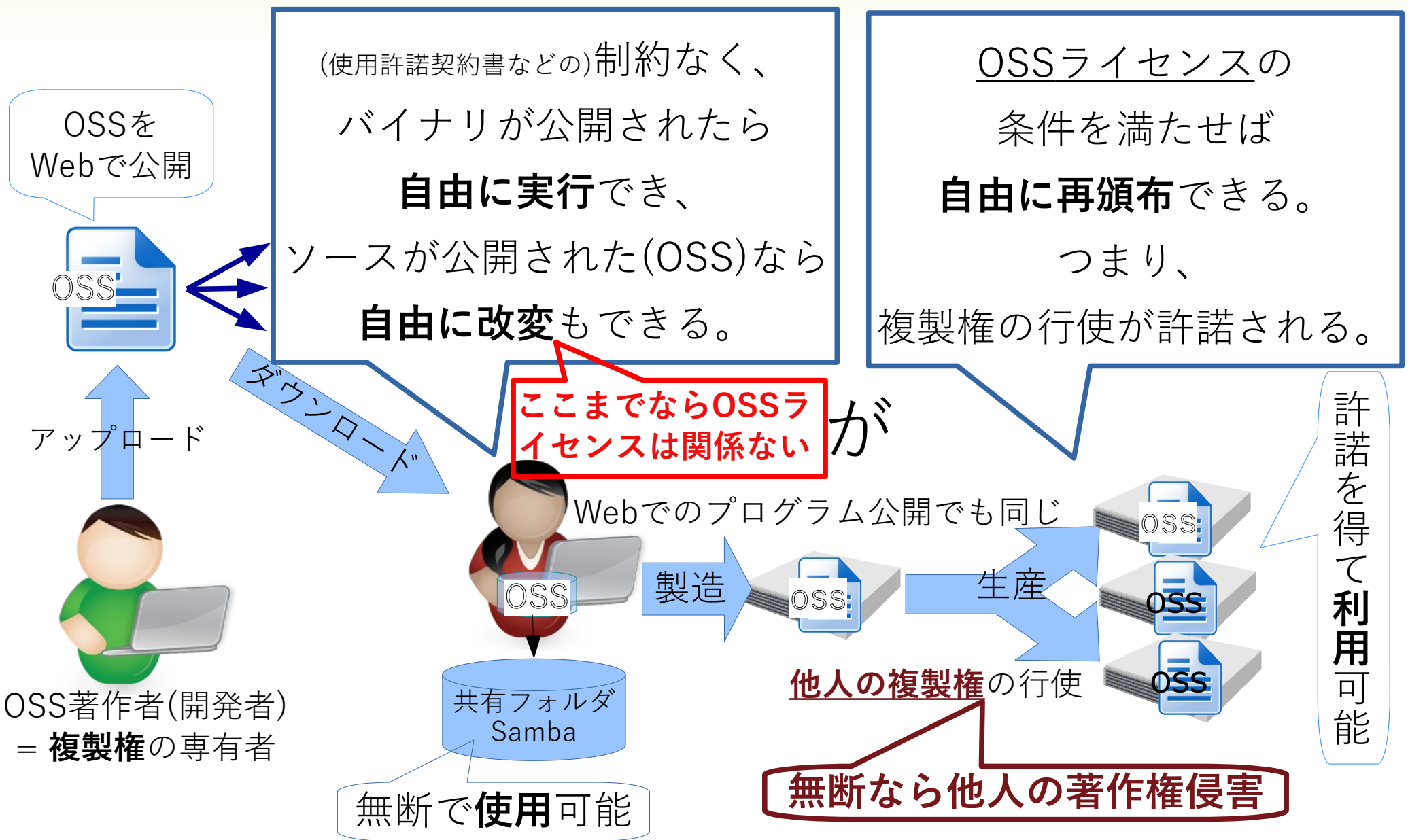
ちなみに

著作権の行使を「**利用**」、行使しない使い方を「**使用**」と呼ぶ

複製権を行使して、OSSを頒布する行為は「**利用**」

プログラムの実行は、本を読む、音楽を聴くと同じく「**使用**」

つまり、OSSライセンスの位置づけは



ところで、著作権とは？

小説や音楽と同様に書いたら**売ることができる権利？**

そんな規定は、どこにも無い！

文化庁が無料で提供する **著作権に関する教材，資料等**

<<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>>



サ

ホーム > 政策について > 著作権 > 著作権制度に関する情報 > 著作権に関する教材，資料等

著作権に関する教材，資料等

Web教材

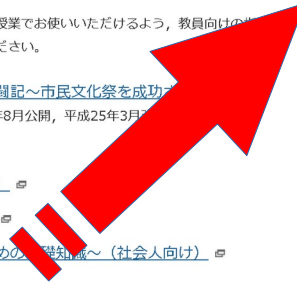
対象者別の教材です。小学校，中学校，高校等の授業でお使いいただけるよう，教員向けの指導の手引きなどもご用意していますので，ご活用ください。

- マンガでわかる著作物の利用「作太郎の奮闘記～市民文化祭を成功させる～」(中学生，高校生～大人向け) (平成23年8月公開，平成25年3月)
- はじめて学ぶ著作権 (小学生向け)
- 楽しく学ぼうみんなの著作権 (小学生向け)
- 高校生のための著作権教材 (高校生向け)
- 身近にある著作権～ビジネスパーソンのための知識～ (社会人向け)

著作権テキスト

- 著作権テキスト(2019年度) (7MB)

著作権テキスト
～ 初めて学ぶ人のために ～
2019年度

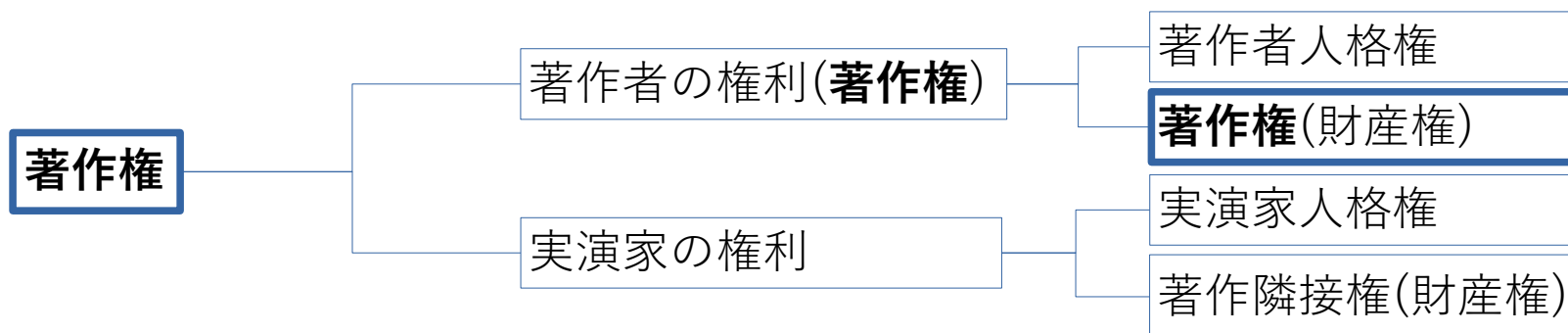


文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan
著作権課

目次

1. 知的財産権について	1	(3) ビジネスとして利用する場合のその他の仕組み	57
2. 著作権制度の沿革	2	(4) 著作権関係団体	60
3. 著作権制度の概要	3	8. 著作物等の「例外的な無断利用」ができる場合	61
(1) 著作者の権利(著作権)	3	① 「私的使用」，「行随対象著作物の利用」等	62
(2) 著作権継承	4	[参考] 私的録音録画補償金制度について	62
(3) 「伝道的な行為」をする者の権利	6	[参考] 映画の盗撮の防止に関する法律について	63
4. 著作者の権利	7	[参考] 違法配信からの私的使用目的のダウンロードについて	64
(1) 著作物	7	② 「教育」関係	66
(2) 著作人	10	[参考] 教育の情報化等を推進するための著作権法の改正について	67
(3) 権利の内容	12	③ 「図書館・美術館・博物館等」関係	71
[参考] プロバイダ責任制限法について	20	④ 「福祉」関係	73
(4) 保護期間	21	⑤ 「報道」関係等	75
[参考] 日本著作権法下における著作権の保護期間について	23	⑥ 「立法」「司法」「行政」関係	77
[参考] 映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について	24	⑦ 「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸付」等関係	78
5. 著作権継承	27	⑧ 「引用」「転載」関係	80
(1) 表演家の権利	28	⑨ 「美術品」「写真」「建築」関係	82
(2) レコード製作者の権利	34	⑩ 「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限」関係	84
(3) 放送事業者の権利	37	⑪ 「その他のコンピュータ・ネットワーク」関係	87
(4) 有線放送事業者の権利	39	⑫ 「放送局」「有線放送局」関係	88
(5) 保護期間	40	9. 著作権が「侵害」された場合の対抗措置	89
6. 外国の著作物等の保護	42	(1) 「刑事」の対抗措置	89
(1) 著作権関係条約の原則	42	(2) 「民事」の対抗措置	91
(2) 著作権および著作権関係条約の内容	43	(3) 著作権の侵害とみなされる行為	92
[参考] 著作権マークについて	48	(4) 紛争解決あっせん制度	93
(3) 近年採択された，又は現在検討中の条約	49	10. 登録制度について	94
(4) 海外における海賊取対策について	50	(1) 登録の種類と効果	94
7. 他人の著作物を「利用」する方法	53	(2) 登録の手続	95
(1) 原則として権利者の「了解」を得る(「契約」する)	53	索引	
[参考] 「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」について	54	I 用語	97
[参考] 「自由利用マーク」について	55	II 略語	101
(2) 「了解」を得なくてもよい場合	56	著作権法・著作権法施行令(抄)	巻末より

『著作権テキスト』でも、『「著作権」という用語が
広狭さまざまの意味に用いられているため、注意』と



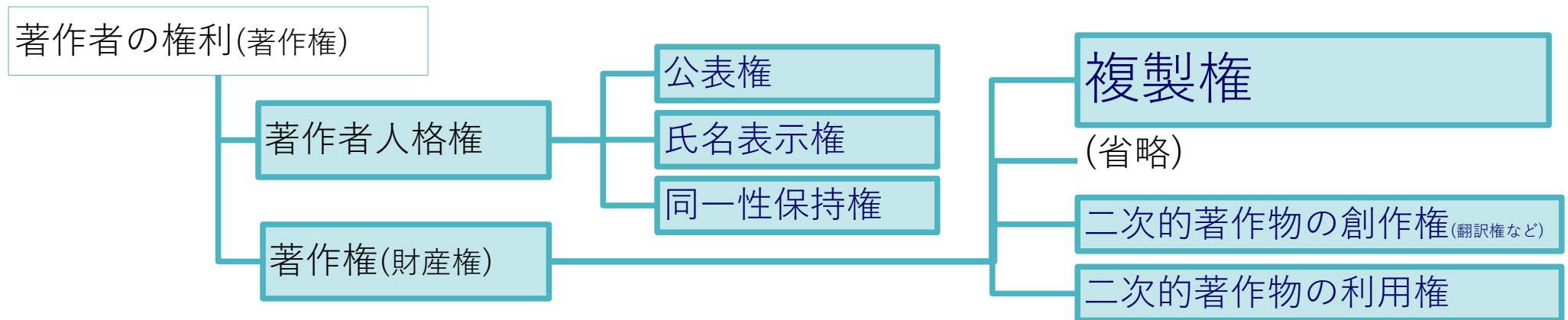
使用料は**条件**の一例でしかない

財産権における「○○権」の意味:

他人が「無断で○○すること」を止めることができる
(使用料などの条件を付けて, 他人が○○することを認める)

権利 (許諾権)

著作権の代表的な支分権が複製権



複製(Copy) 権(right) だから、Copyright 「著作権」

15世紀中頃の印刷術の発明に始まる

1886年「ベルヌ条約」創設

世界中で同じように保護を

日本：明治32(1899)年 旧著作権法を制定し締結

無方式主義に転換

アメリカ：平成元(1989)年施行(前年に締結)

(複製権) 第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を
専有する。

著作者:著作物を**創作する者**をいう。

著作物:思想又は感情を**創作的に表現したもの**

であつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲
に属するものをいう。

創作性（著作物性）

パテント2007 Vol. 60 No. 6 特集《平成18年度著作権委員会》井上 正「プログラムの著作物性」より

「作成者によって

個性的な相違が生じるものであること」

著作物に該当しない(創作性がない)、つまり、プログラムであってても保護されない例として

- ・ 誰が創作しても同じものとなるプログラム
- ・ 簡単な内容をごく短い表記法によって記述したものの
- ・ ごくありふれたもの

✓ 著作権は、創作的な表現に与えられる

✓ 著作権の代表的な権利は、複製権

✓ 複製権は、著作者が専有する

✓ 著作者はOSSライセンスで行使許諾

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

GPLの作者Richard M. Stallman氏の認識

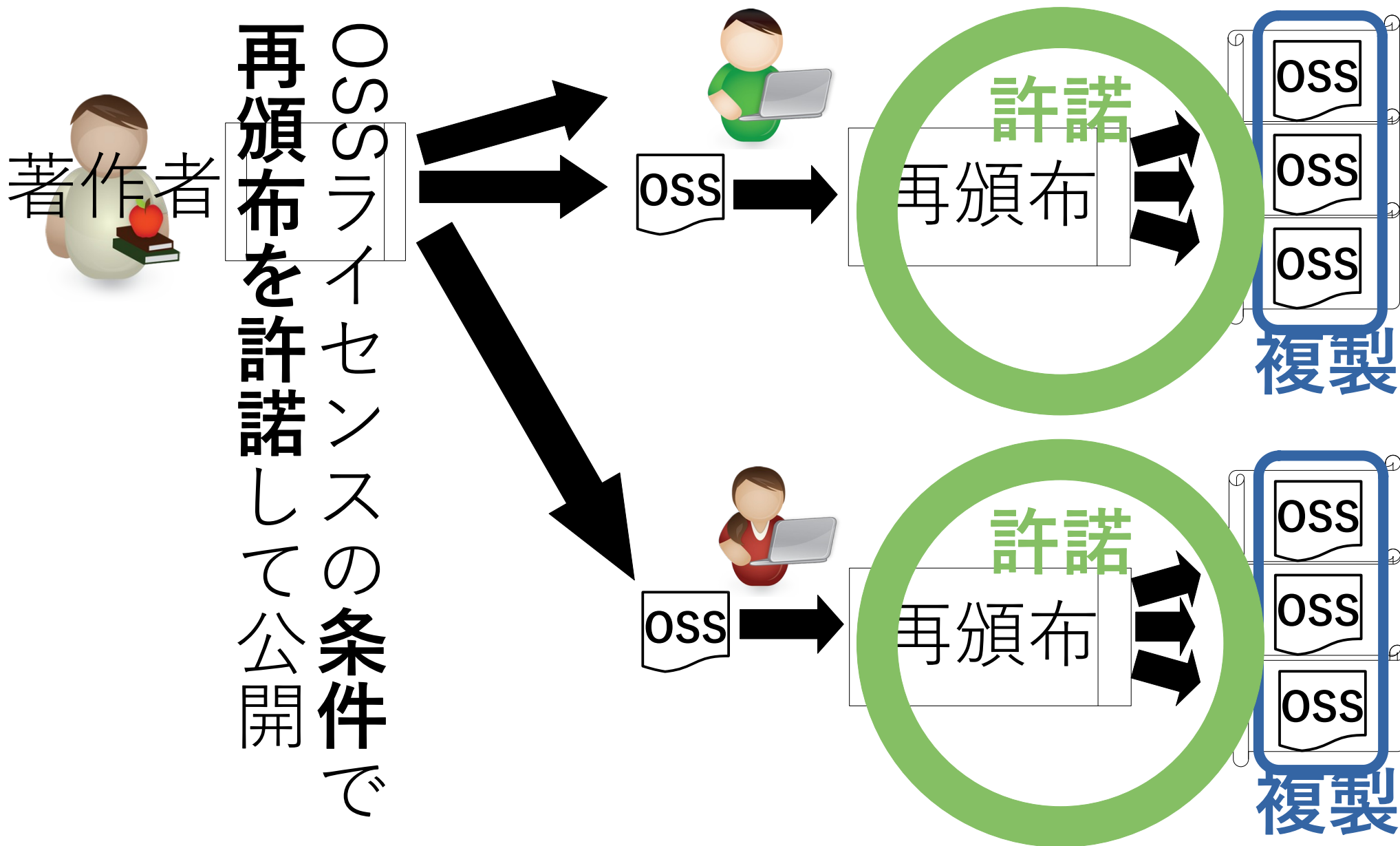
<https://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、
著作権法と、**正当な理由**によりに基づいている

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、
非常に均質である。

契約法を使わないもう一つの理由は、
同意/サインを求めるなんて、うんざりする。

OSSの著作者の許諾がGPL等のOSSライセンス



著作権に基づいているから

著作権者は、著作権行使に対して、条件付けできる

BSDライセンス, GPL, Apacheライセンスとか

逆に

著作権行使しなければ、

著作権者の条件を満たす必要はない。

Open Source People Network (オープンソースカンファレンス事務局)から最新の開催情報などを発信！



RSS

B! 24

Home

OSPN Pressメールマガジン

Search...

02/09

「オープンソース」を使ってみよう(第43回 OSSライセンスを気にしない使い方)

OSPN Press編集部 Use it! OSS No Comments

Tweet

B!

いいね!

シェア

■OSSライセンスって？

オープンソースカンファレンス(OSC)で展示や講演されるオープンソースソフトウェア(OSS)には、まとめて言うと「OSSライセンス」と呼ぶ以下のようなライセンスがあります。

OSS	OSSライセンス
LinuxのLinuxカーネル	GNU GPLv2
NetBSD	伝統的なバークレーライセンス(BSDライセンス)
OpenStack	Apache License 2.0
OpenDaylight	Eclipse Public License (EPL)
Hadoop	Apache License 2.0
Hinemos	GNU GPLv2
Zabbix	GNU GPLv2
PostgreSQL	PostgreSQL License (BSDライセンス)

最近の投稿

- > オープンデベロッパーズカンファレンス(ODC)2020オンライン、無事に終了しました
- > OSPN Press 第119号(2020/12/16発行)
- > OSC2020 Online/Fukuoka無事終了しました！
- > OSPN Press 第118号(2020/11/18発行)
- > 企画多数の2日間「OSCオンラインFall」無事終了しました！

カテゴリー

- > OSC News
- > OSC開催レポート
- > Use it! OSS
- > イベント案内
- > コラム
- > プレスリリース
- > メディア掲載
- > メールマガジンバックナンバー
- > 未分類

他人の著作権を行使しない使い方

「使用」していても「利用」していなければよい

1. GCCでコンパイル・リンクして、自分の著作物として実行形式のプログラムを作成する
2. GDBやその他ツールで、自分のプログラムをデバッグする
3. OSSの性能分析ツールで、自分のプログラムをテストする
4. Sambaでファイル共有フォルダを作り、開発プロジェクトで資料を共有する
5. Apache HTTP serverで社外Webを構築し、情報発信する
6. OpenStackでプライベートクラウドを構築する

etc.

昔ながらのOSS(FSW)の使い方ならば

今でもライセンスを気にせず使える

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

では、どういう時に著作権行使になるのか？

主に、複製権の行使

ただし、

「複製行為」 ≠ 「複製権の行使」

「私的な複製」は

「**著作権が制限**されている」

そのためか

非私的に複製し譲渡する行為を「**頒布**」と呼び

多用されている

第五款 著作権の制限（第三十条－第五十条）

例えば

- 私的使用のための複製（第30条）
- 図書館等における複製（第31条）
- 引用（第32条）
- 教科用図書等への掲載（第33条）
- 営利を目的としない上演等（第38条）
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の三）
- 電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の四）
- 電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（第47条の五）

バックアップやコンパイル

インストールやメモリにロード

社内、企業グループ内は「頒布」に当たるのか？

OSS(FSW)で作成したツールは、社内で流通している
でも、入手した書籍のコピーを社内で展開するのは、
無断なら著作権侵害。

私的な複製には当たらない。

OSSの社内流通も「頒布」、著作権行使だが、
多くのOSS著作者が暗黙に許諾または気にしていない。

例：GPLv3逐次解説を作成する際、IPAがEben Moglen教授からヒアリング

OSSの自由は、4つの根拠で実現されている

3つはライセンスに関係しない

1.著作権の対象外「**使用**」：実行

2.著作権の制限内：私的な複製・改変

著作者による。OSSライセンスで保証などされていない

3.著作者が**暗黙に許諾**：企業G内での複製・改変

4.著作権を**ライセンスで許諾**：再頒布(複製・改変)

OSSライセンスは、条件付きで再頒布の自由を実現

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』 だから

OSSの自由を保証するものでも無い。

OSSの再頒布の「利用」を条件付きで許諾するもの

逆に、OSSライセンスが無ければ、

著作者以外は誰も頒布できない。(著作権侵害)

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』 だから 無料で使えるソフトウェア・ライセンスでは無い

商用ソフトのプログラム使用許諾契約書とも言われる
ソフトウェア・ライセンスの一種というミスリード。

ライセンスで許諾する内容も形式も異なる全く別物。

「プログラムの使用を許諾する形を取った契約書」と
「プログラムの利用(再頒布)を許諾する条件」と違う。

OSSで自由と思われていることは、
単に、OSSライセンスだけで実現
されているものではない

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

OSSを自由に使う(許諾されて使う)には、
許諾する**著作者**を意識する必要がある。

OSSライセンスで許諾内容が決まるのではなく
著作者がOSSライセンスを使って許諾している

例えば

GPLでもLinuxカーネルはv3での再頒布を認めないし、
MySQLはGPLの他に商用ライセンスでの頒布もある

「著作者は誰か？」
を把握しておくことが大事

創造性（著作物性）

「作成者によって

個性的な相違が生じるものであること」

であったから、著作者は、
個性的な相違を生じさせた者

長年の研究成果の「著作者」は誰か？

- 1.A氏にとって、学生時代からの研究テーマの機能
- 2.その研究成果から開発できたプログラムと主張
- 3.プログラムはB社に入社後、仕事として作成


B社の**法人著作物**

A氏が敗訴

第十五条 … 2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

A社がB社に発注した場合、「著作者」は誰か？

- 1.A社が外販を前提に、B社にプログラム開発を委託
- 2.B社はソースコードごとプログラムをA社に納品
- 3.A社が商品として販売



これも、B社の**法人著作物**。A社は無断で次版を出せない

対策として、

A社は発注前の契約で、B社からプログラムと共に**著作権を譲渡**してもらうか**著作権行使の許諾**を得る必要がある。また、B社の**著作者人格権の行使をしないこと**を契約したりする。

動かないOSSを動かしたら著作権はできるか？

人によって、バグの修正箇所・修正内容に

「個性的な相違」が生まれるだろうか？



著作権が生まれるのは稀

多くのコントリビュータはリスペクトされるが

著作者とは言いがたい

2015年、VMware ESXにLinuxが使われていると提訴したHellwig氏も棄却されている

「一行でも流用したらGPL」？なわけがない

一行で「**個性的な相違**」を表すのは至難のわざ

「著作物」'Work'のもう一つの和訳は「作品」

作品と言えるものを流用したのでなければ

著作権侵害とは言い難い

著作権を誰が持っているか

著作者は誰かが大事な

ことをお話しました。ここまでで

何かご質問はありますか？

原著作物か二次的著作物か

あなたが作成したプログラムの著作権者はあなた。

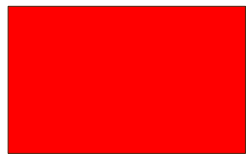
あなた一人が著作権ならば、自由に条件を指定できる。

もし、他人のプログラムを流用して作成した場合、

あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。

あなたは原著作物の条件を満たした上でしか頒布不可

原著作物

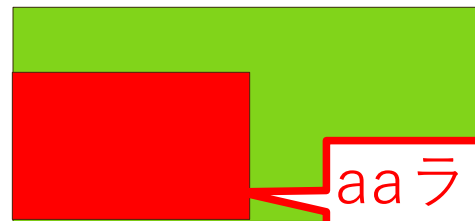


aaライセンス



原著作作者

二次的著作物



aaライセンス



あなた
著作権者

xxライセンス

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その**原著作物の著作権者の権利に影響を及ぼさない。**

「作ったのはオレだ！」
と好き勝手にできるわけじゃない。

商用プログラム開発の際に

もし、BSDのプログラムを流用して作成した場合、

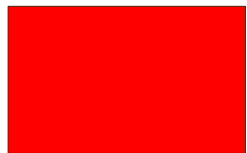
あなたのプログラムは『二次的著作物』となる。

あなたは原著作物の条件を満たした上でしか頒布不可。

BSDLを満たした上でなら商用ライセンスを被せられる。

決して、商用ライセンスに変更できるわけではない。

原著作物

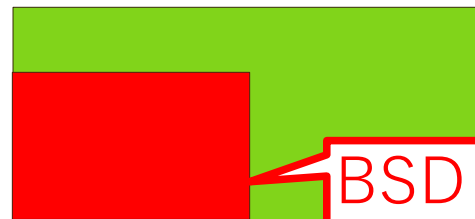


BSDライセンス



原著作作者

二次的著作物



BSDライセンス



著作者

商用ライセンス

第十一条 二次的著作物に対するこの法律による保護は、その**原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。**

(翻訳権、翻案権等) 第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、
若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、
その他翻案する権利を**専有する**。



OSSライセンス

著作者であるOSS開発者の**許諾**無しに
OSSを含むプログラムは公には作れない。

※著作権の制限内の私的には作れるけど

(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利) 第二十八条

二次的著作物の原著作者の著作者は、

当該二次的著作物の利用に関し、

この款に規定する権利で当該二次的著作物の
著作者が有するものと同様の種類の権利を
専有する。

私的に作った二次的著作物も利用にする場合、
原著作者の許諾(OSSライセンス)が必要。

利用する開発者が**OSSのライセンスを変えられない。**

二次的著作者が自由にライセンスを

設定できるわけではない

原著作者の許諾(原ライセンス)が必要

であることをお話しました。ここままで

何かご質問はありますか？

『OSSライセンスは著作権行使の許諾条件』 だから

著作権がどういう権利で、

誰が持っているのか、を把握して

条件を満たすことが大事。



Webサイトに参考情報がいろいろあります

OSSライセンス 姉崎相談所

The OSS license Office
of ANEZAKI



ツイート



論説

ツイッターで断片的に述べたことを小論文風にまとめてみました



ユーレイミカの OSSライセンスお勉強の旅

ユーレイになったミカが、OSSライセンスをお勉強。先輩のシラタマに著作権について教えてもらうが・・・



「第9回著作権・著作隣接 権論文募集」入賞論文

「第9回著作権・著作隣接権論文募集」で、「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」が佳作に入選
2013.09.03

@IT連載 企業技術者のための OSSライセンス入門

企業がオープンソースソフトウェアとうまく付き合い、豊かにしていくために最低限必要なライセンス上の知識を説明。(2008年12月～全6回)

OSSライセンスで条件を指定する権利はどこからくるのか？

オープンソースソフトウェアについて解説した記事の中には、「OSSライセンスは契約である」という誤解を目にすることが多い。論文を執筆した背景を解説。